

第1回石巻市環境放射線対策本部会議要旨

日 時 平成24年1月23日

庁議終了後

場 所 庁議室

[経過説明]

1 汚染状況重点調査地域の指定について

- ①文部科学省のモニタリングにより、牡鹿地区の一部と金華山に基準値の1時間当たり0.23マイクロベクトルを超過する放射線量が観測され、「汚染状況重点調査地域」に指定された。今後、現地調査を実施した上で、除染の必要性について環境省と協議し、3月末まで結論を出す。
- ②現在のところ、市内の他の地域や牡鹿地区の各集落周辺の空間放射線量は、基準値を下回っており、健康に影響を与えるレベルではない。

2 石巻市環境放射線対策本部の設置について

- ①放射線・放射能に対する市民の不安を解消するため、庁内に情報収集や情報の共有を図り、総合的な対策を講じていくことを目的として石巻市環境放射線対策本部を設置した。(平成24年1月12日付け)

[報告事項]

1 宮城県の福島原発事故被害対策について

- ①県内の空間放射線量、農林水産物、牧草等のモニタリングを実施し、測定結果をホームページ等で公表している。
- ②相談窓口を開設、相談件数は6,804件(H23.12.01現在)
- ③今後は、全県にモニタリングポストの設置、県独自の検査体制の整備、専門家によるセミナーの開催、除染対策、東京電力への損害賠償請求等を行っていく。

2 本市の現在までの取組状況について

- ①学校、幼稚園、保育所等の空間放射線量の測定、マイクロホットスポットの測定
- ②漁獲物、農畜産物、牧草、米、稲わら、下水汚泥等の放射線量測定
- ③放射線測定結果の公表
- ④東京電力への損害賠償請求の実施

[協議事項]

1 今後の取組内容について

- ①汚染状況重点調査地域の測定計画等の策定
- ②学校、幼稚園、保育所等の空間放射線量の測定、マイクロホットスポットの測定
- ③漁獲物、農畜産物、牧草、畜産飼料、下水汚泥等の放射線量測定
- ④汚染稲わらの処分方法の検討
- ⑤牡鹿地区の飲料水検査
- ⑥放射線測定結果の公表
- ⑦講演会等の開催、測定器の貸出し
- ⑧東京電力(株)に対する損害賠償請求